

2025 (R7) 年 10 月 20 日

各 位



「ひなたアライアンス」による相続手続依頼書の共通化について ～書式共通化で顧客利便性を向上します!～

延岡信用金庫(理事長 黒木 哲也)は、株式会社宮崎銀行(頭取 杉田 浩二)、高鍋信用金庫(理事長 近藤 真司)とともに2024年7月に締結した「ひなたアライアンス」の取り組みの一環として、「相続手続依頼書」の共通化を開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 「相続手続依頼書」共通化の目的

高齢化社会の進展に伴い預金等の相続が増加する中、相続手続きが金融機関ごとに異なることでお客さまに負担が生じています。お客さまの利便性向上と事務手続き負担の軽減を目的に、宮崎銀行、高鍋信用金庫、延岡信用金庫は「相続手続依頼書」を共通化します。

2. 取り組み内容

書式の共通化	<ul style="list-style-type: none">・ 相続手続きにおいて必要となる書類のうち、「相続手続依頼書」を共通化します。・ 本件は相続手続きの共同化ではないため、書類の提出などのお手続きはそれぞれの金融機関にて実施していただく必要があります。また、取り扱いについても、各金融機関にて相違する場合がございます。
新書式の利用開始日	2025年10月20日(月)
新書式デザイン	本書式はユニバーサルデザインを採用し、あらゆるお客さまに「見やすい」「記入しやすい」デザインとなっております。
留意事項	相続が発生した場合は、お取引のある金融機関へ個別にご連絡をいただく必要があります。

以 上

本件に関するお問合せ先
延 岡 信 用 金 庫
業 務 部 0982-22-1111